

犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ

四日市市犯罪被害者等支援制度のご案内

殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族または、重傷病を負われた犯罪被害者の方が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、経済的負担の軽減等を目的として、支援金の支給と日常生活の支援を行います。

対象となる犯罪

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪にあたる犯罪。

例：殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ等の故意により人を死傷させる犯罪行為。

※過失による犯罪は対象外です。

※令和元年10月4日以降に発生した犯罪被害に限ります。

支給の対象となる方

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、四日市市内に住所を有していた犯罪被害者およびご遺族。

支給が受けられない場合

- 犯罪被害者または第1順位遺族と加害者との間に親族関係(3親等内)がある場合。
※ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合もしくは、犯罪行為が児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待のいずれかに該当していたとき等は除きます。
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき。
- 支援金を支給することなどが社会通念上適切でないと認められるとき。 等

申請方法・申請に必要な書類

- 申請方法：所定の申請書に必要な書類を添えて、郵送か直接、申請窓口まで申請用紙および申請時に必要な添付書類等について、詳しくは、四日市市のホームページをご確認ください。

こちらのQRコードからもご確認いただけます⇒



問合せ先・書類提出先

四日市市役所 市民文化部 市民協働安全課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

電話:059-354-8179 Fax:059-354-8316

E-mail:shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp

ホームページ: <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/index.html>



支援金の種類・支給額、支給対象者

遺族支援金【30万円】

<支給対象者>

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族であって、犯罪行為が行われた時に四日市市内に住所を有する**第1順位遺族**※1

※1 第1順位遺族…以下の①～⑩の遺族のうち、最も数字の小さい遺族

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

(注) ○内の数字は、支給を受けられる遺族の順位

(注) 第1順位遺族が当該支援金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることはできません。

<申請期限>

死亡を知った日から2年以内。もしくは、死亡した日から7年以内。



重傷病支援金【10万円】

<支給対象者>

犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1カ月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された）を負った犯罪被害者本人

<申請期限>

重傷病の被害を知った日から2年以内。もしくは、重傷病の被害が発生した日から7年以内。

給付金の種類・支給額、支給対象者

<支給対象者>

遺族支援金又は重傷病支援金の支給対象者

- ①家事援助費用の給付：上限3,000円/時間×上限30時間
- ②一時保育費用の給付：上限3,000円/日×上限5日間
- ③転居費用の給付：上限20万円
- ④家賃の給付：月家賃の1/2(上限35,000円)×上限6カ月

<申請期限>

①②:特定犯罪被害を受けた日から1年以内。③④:特定犯罪被害を受けた日から2年以内。

給付決定の取り消し・支援金の返還

給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付を受けたと認めるときは、給付決定が取り消されます。

給付決定が取り消された場合、既に支援金又は給付金が給付されていたときは、返還しなければなりません。